

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

(省令)

○社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令 (大蔵二)

○社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令 (文部四)

○社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令 (厚生九)

(告示)

○指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を告示 (総務庁七)

○家庭用品品質表示法第三条の規定に基づき、繊維製品品質表示規程の一部を改正する件 (通産四八)

○家庭用品品質表示法第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件 (同四九)

三 〇 九 四 二 一

(公告)

諸事項

裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係
特殊法人等
端末機器技術基準適合認定等、回路配置利用権の設定の登録、プログラムの著作物に係る登録関係
会社その他
会社決算公告

三 二 一 二 三

省令

○大蔵省令第二号

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成十年法律第七十七号) 第七十八条並びに日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令 (平成十年政令第四百一十一号) 第三条第一項第二号及び第十二条第二項から第四項までの規定に基づき、並びに社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定 (平成十一年条約第二十一号) 及び同法を実施するため、社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令を次のように定める。

平成十二年二月一日

大蔵大臣 宮澤 喜一

社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令 (適用証明書の申請)

第一条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二十八号。以下「国共済法」という。) 第三条第一項に規定する「国家公務員共済組合 (以下「組合」という。) の組合員 (以下「組合員」という。) であつて、社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第七号又は第十条の規定によりドイツ年金法令 (社会保険に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (以下「法」という。)) 第二条第四号に規定するドイツ年金法令をいう。以下同じ。) の適用の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該組合を経由して国家公務員共済組合連合会 (以下「連合会」という。)) に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号 (国民年金法施行規則 (昭和三十三年厚生省令第十二号) 第一条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。))
- 三 ドイツ連邦共和国における就労先の名称及び所在地
- 四 ドイツ年金法令の加入期間を有する者にあつては、ドイツの保険番号
- 五 当該申請に係る就労の開始予定年月日
- 六 その他必要な事項

(適用証明書の交付)

第二条 連合会は、前条の申請書に基づき、ドイツ年金法令の適用の免除を決定したときは、連合会が別に定める証明書 (以下「適用証明書」という。)) を作成し、組合を経由して当該申請に係る組合員に交付するものとする。

(適用証明書の記載事項の訂正等)

第三条 適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則 (昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。)) 第八十七条の二第三項の規定による氏名の変更に関する書類は、当該適用証明書を添付しなければならない。

2 適用証明書の交付を受けた者は、当該適用証明書が亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き適用証明書を添えて、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、組合を経由して連合会に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 当該申請に係る就労の開始年月日
- 四 亡失し、又は損傷した事由
- 五 その他必要な事項

3 連合会は、第一項の規定により適用証明書が添えられた氏名の変更に関する書類又は前項の申請書の提出があつたときは、新たな適用証明書を交付するものとする。

4 施行規則第九十一条第三項及び第九十三条の規定は、適用証明書について準用する。この場合において、これらの規定中「組合」とあるのは、「組合を経由して連合会」と読み替へるものとする。

(令第三条第一項第二号の大蔵省令で定める者)

第四条 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令 (以下「令」という。)) 第三条第一項第二号の大蔵省令で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 就労開始日 (令第三条第一項第一号に規定する就労開始日をいう。)) から起算して六十日を経過する日の属する月の翌月以後の日本国の領域における就労予定期間が明らかであること。
- 二 前号の就労予定期間を明らかにする事情が、ドイツ保険者 (法第二条第五号に規定するドイツ保険者をいう。)) によつて確認されていること。

科学技術研究調査
平成11年11月
25日以降
総務庁統計局
統計調査部経
済統計課

- 世帯主の年齢階級別収入と支出
- 世帯主の職業別収入と支出
- 世帯主の産業別収入と支出
- 世帯主の勤め先企業規模別収入と支出
- 世帯類型別収入と支出
- 世帯属性別、品目別支出金額、購入数量等
- 世帯属性別世帯分布
- (平成11年科学技術研究調査)
(会社等について)
- 産業別
 - 〔資本階級別、従業者規模別、研究者階級別、先内使用研究費(業利益高階級別、社内使用研究費)の支出額〕の上位5社、10社、20社(規模別の会社数、従業者数、先内用、営業利益高、研究開発費の件数、研究費、技術輸出・技術輸入の件数及び金額)
 - 産業別
特定目的別、製品分野別の会社等数、研究費
 - 産業別
受入及び相手国別技術輸出・輸入件数及び金額、資本階級別、世帯別研究関係従事者、研究費
 - 産業別、専門別研究本務者数
(研究機関について)
 - 組織、学問、研究本務者規模別、都道府県別(公立)の研究機関数、従業者数、支出総額、研究関係従事者数、研究費
 - 組織、学問、研究本務者規模別の性格別、特定目的別、受入、外部支出研究費
 - 組織、学問別の専門別研究本務者数
 - 組織、社会経済目的別分類の研究関係従事者数、研究費
(大学等について)
 - 組織、大学等の種類、学問別の大規模数、従業者数、支出総額、研究関係従事者数(専門別研究本務者数を含む)、研究費
 - 組織、大学等の種類、学問別、性格別、特定目的別、受入、外部支出研究費

建設省建設情報センター
平成11年12月1日から平成12年11月30日まで
建設省建設情報センター
建設省建設情報センター
建設省建設情報センター

(平成11年10月分)
○着工建築物の都道府県別、12大都市別、都市別の建築主別、用途別、構造別、規模別表
○着工住宅の都道府県別、都市・郡部・都市別の建築主別、工事別、利用関係別、規模別表

建設省建設情報センター
平成11年9月分
○公共工事の施工都道府県別、発注者別、工事規模別、工事種類別、工事種別の工事件数及び総工事費詳細額

建設省建設情報センター
平成11年11月11日から平成12年11月10日まで
建設省建設情報センター
建設省建設情報センター

建設省建設情報センター
平成11年11月11日から平成12年11月10日まで
建設省建設情報センター
建設省建設情報センター

建設省建設情報センター
平成11年11月11日から平成12年11月10日まで
建設省建設情報センター
建設省建設情報センター

建設省建設情報センター
平成11年11月11日から平成12年11月10日まで
建設省建設情報センター
建設省建設情報センター

○通商産業省告示第四十九号
 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を改正する規程を次のように定めたので告示する。
 平成十二年二月一日
 通商産業大臣 深谷 隆司

電気機械器具品質表示規程の一部を次のように改正する。

別表第一「電気冷蔵庫(熱電素子を使用しないものに限る。以下同じ)」の項中「有効内容積」を「定格内容積」に改める。

別表第一「エアコンディショナー(電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。以下同じ)」の項を次のように改める。

- 一 冷房能力
- 二 冷房消費電力
- 三 冷房運転のときのエネルギー消費効率
- 四 暖房能力(暖房のできるものに限る。)
- 五 暖房消費電力(暖房のできるものに限る。)
- 六 暖房運転のときのエネルギー消費効率(暖房のできるものに限る。)
- 七 冷暖房平均エネルギー消費効率(暖房のできるものに限る。)
- 八 使用上の注意

別表第二第五号(一)中「有効内容積」を「定格内容積」に、「C九六〇七(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)」を「C九八〇一(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)」、「有効内容積」を「定格内容積」に、「全有効内容積並びに」を「全定格内容積」に、「有効内容積」を「定格内容積」に、「切り替える」を「切換える」に、「有効内容積」を「定格内容積」に、同号(二)中「C九六〇七(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)」を「C九八〇一(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)」、「キロワット時毎月」を「キロワット時毎年」に改め、「試験方法を付記すること」、「を削り、「キロワット時毎月」を「キロワット時毎年」に改める。

別表第二第七号(一)を次のように改める。

- (一) 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルト)の電圧をいう。以下同じ。における日本工業規格B八六一五—一(エアコンディショナー第一部直吹き形エアコンディショナーとヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験方法)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られる数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス五パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うもの、暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下)のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法により暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

別表第二第七号(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)を(五)とし、(二)を次のように改める。

- (二) 冷房消費電力及び暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルト)の電圧をいう。以下同じ。における日本工業規格B八六一五—一(エアコンディショナー第一部直吹き形エアコンディショナーとヒートポンプ—定格性能及び運転性能試験方法)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合

はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うもの、暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときはその値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法により暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

別表第二第七号(二)の次に次のように加える。

- (三) 冷房運転又は暖房運転のときのエネルギー消費効率の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに(一)の種別に定めた試験方法により得られる冷房能力又は暖房能力の数値を(二)の規定による試験方法により得られる冷房消費電力又は暖房消費電力のキロワットの単位による数値で除して得られる小数点以下が二桁の数値を表示すること。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときのエネルギー消費効率の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法により暖房を行うものについては、暖房運転のときのエネルギー消費効率の表示を省略することができる。

- (四) 冷暖房平均エネルギー消費効率の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに(三)の規定により得られる冷房運転のときのエネルギー消費効率の数値及び暖房運転のときのエネルギー消費効率の数値との和を二で除して得られる小数点以下が二桁の数値を表示すること。ただし、水蒸発式のもの、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法により暖房を行うものについては、冷暖房平均エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

別表第二第十五号(三)を次のように改める。
 (三) 全光束の表示に際しては、日本工業規格C七六〇一(蛍光灯管)(一般照明用)の初特性試験に規定する方法で測定した数値に、次に定める方法により算出した安定器光出力係数及び温度補正係数を乗じた値をルーメン単位で表示すること。
 イ 安定器光出力係数は、日本工業規格C八〇八(蛍光灯安定器)のランプ電流及びランプ電力試験又は日本工業規格C八一一七(蛍光灯電子安定器)のランプ電流及び光出力試験の規定により、周囲温度が摄氏二十五度プラス・マイナス二度の状態に測定した実用安定器の光出力値を試験用安定器の光出力値で除した値とする。

温度補正係数は、次の表に掲げる数値とする。

管壁温度(単位:°C)	直形蛍光灯管又は環形蛍光灯管(環形蛍光灯管専用形蛍光灯管を除く)	環形蛍光灯管専用形蛍光灯管のもの	環形蛍光灯管専用形のもの	コシ管のもの	コシ管以外のもの
39	—	—	1.000	—	—
40	—	—	1.011	1.000	—
41	1.009	1.000	1.030	1.007	—
42	1.000	1.007	1.046	1.012	—
43	1.000	1.013	1.060	1.016	—
44	1.000	1.018	1.071	1.019	—
45	0.998	1.024	1.080	1.019	—

21

46	0.994	1.028	1.086	1.016	—
47	0.989	1.032	1.091	1.012	—
48	0.983	1.036	1.094	1.007	—
49	0.977	1.039	1.096	1.002	—
50	0.970	1.041	1.096	0.996	—
51	0.962	1.043	1.094	0.989	—
52	0.954	1.044	1.092	0.981	—
53	0.945	1.044	1.088	0.973	—
54	0.936	1.044	1.083	0.964	—
55	0.926	1.044	1.077	0.955	—
49	0.977	1.039	1.096	1.002	—
50	0.970	1.041	1.096	0.996	—
51	0.962	1.043	1.094	0.989	—
52	0.954	1.044	1.092	0.981	—
53	0.945	1.044	1.088	0.973	—
54	0.936	1.044	1.083	0.964	—
55	0.926	1.044	1.077	0.955	—
54	0.936	1.044	1.083	0.964	0.994
55	0.926	1.044	1.077	0.955	0.988
56	0.917	1.042	1.071	0.946	0.982
57	0.907	1.040	1.063	0.936	0.974
58	0.896	1.038	1.056	0.926	0.965
59	0.886	1.035	1.047	0.916	0.955
60	0.875	1.031	1.039	0.906	0.944
61	0.864	1.027	1.030	0.895	0.933
62	0.854	1.013	1.020	0.885	0.922
63	0.843	1.018	1.011	0.875	0.910
64	0.832	1.012	1.001	0.865	0.898
65	0.821	1.006	0.991	0.855	0.886
66	0.810	0.999	0.981	0.845	0.874
67	0.800	0.993	0.972	0.836	0.863
68	0.789	0.985	0.962	0.826	0.851
69	0.778	0.978	0.952	0.817	0.840

70	0.767	0.970	0.943	0.808	0.829
71	0.757	0.962	0.934	0.799	0.818
72	0.746	0.954	0.925	0.790	0.807
73	0.735	0.946	0.916	0.782	0.797
74	0.725	0.937	0.907	0.774	0.788
75	0.714	0.929	0.899	0.766	0.779
76	0.703	0.920	0.890	0.758	0.770
77	0.692	0.912	0.882	0.750	0.762
78	0.681	0.903	0.874	0.743	0.754
79	0.670	0.895	0.867	0.736	0.747
80	0.659	0.888	0.859	0.730	0.740
81	0.647	0.879	0.852	0.724	0.734
82	0.635	0.868	0.844	0.719	0.728
83	0.623	0.857	0.837	0.716	0.722
84	0.610	0.845	—	0.713	0.716
85	0.597	0.833	—	0.711	0.711
86	0.583	0.822	—	—	0.706
87	0.568	0.809	—	—	0.701
88	—	—	—	—	0.696
89	—	—	—	—	0.691
90	—	—	—	—	0.686

備考

管壁温度は、周囲温度が摂氏二十五度マイナス・マイナス二度の状態下、日本工業規格C八二(蛍光灯卓上スタンド(勉強、読書用))に規定する正常姿勢で、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八二(蛍光灯安定器)の付属書ニ試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

附 則

①

1 この表は、平成十二年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十三年一月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によるものとする。

3 前項の規定に基づき電気機械器具の品質に関する表示が行われたものについては、平成十五年一月三十一日までの間は適用しない。